

水産分野におけるプラットフォームを通じた
データ利活用に関するガイダンス

第1版

水産庁

本ガイダンスは、令和4年度に水産庁の「スマート水産業推進事業のうちスマート水産業推進基盤活用委託事業」において開催された「令和4年度水産分野におけるデータ利活用のための環境整備に係る有識者協議会」において検討した成果をとりまとめたものです。

目次

はじめに	1
本ガイダンスの用語集.....	2
1 水産分野におけるデータ・プラットフォームの意義.....	4
1.1 データ・プラットフォーム（PF）とは.....	4
1.2 水産分野において想定される PF と本ガイダンスの位置づけ	4
1.3 PF 構築上の課題	4
1.4 本ガイダンスで想定する PF	6
2 水産分野における PF のルール構築の進め方.....	8
2.1 PF の設計	8
2.2 PF の機能、取り決めるべき契約・規約等	10
2.3 PF の運用	15
3.水産分野における PF において求められる取決め.....	17
3.1 本ガイダンスにおける取決めの検討対象となる PF の類型.....	17
3.2 PF における取決め設計上の留意点	17
3.3 PF 利用規約における条項.....	19
3.4 データ提供・利用規約	21
参考文献	22

はじめに

本ガイドンスは、水産分野におけるデータ連携の促進を図るため、データ連携プラットフォーム（以下「PF」という）を構築する際に、特に取り決めなどに関し留意すべき事項について、一例として整理したものである。

現在、各分野でデータ連携の促進が進められており、これにより既存の産業の高度化や効率化を進めるほか、国民生活の利便性の向上や新しい付加価値の創造などが期待されている。

水産分野についても、スマート水産業が進められている中で、データの高度利用が求められているが、これを促進する一つの方策として、PFの活用などが挙げられる。

これまでも行政機関等や研究機関、民間事業者などがデータを収集し、これを提供するなどをデータベース・サービスなどの形で進めてきたところであるが、PFはこのようなものも含め、データの提供と利用の仲立ちを図るための仕組みとして理解される。水産分野の場合、このようなPFでは、これまでは、信頼等に基づく関係を踏まえて、データ交換などに関する技術的な仕組みなどについては、当事者間で検討が進められてきた。しかし、データ流通を広範囲に行う観点からは、技術的な仕組みだけではなく、PFの目的や参加者、PF利用にあたってのルールなど、運営にあたっての基本的な事項の設定や、データの提供関係¹（提供者から利用者にデータを提供する関係を言う）に関する取決めなども含めて明らかにすることが求められる。

本ガイドンスでは、このような水産分野のPF構築にあたり、PFを構築し運営しようとする方が、このようなPF構築に際して求められる設計や取決めを行うのに参考となる内容を示すことを目的とする。

従って本ガイドンスについては、水産分野におけるPFを構築し運営しようとする方にお読みいただくことを想定した内容となっている。内容によっては、「水産分野におけるデータ利活用ガイドライン」²（2022年3月、水産庁）（以下「利活用ガイドライン」という）も、併せてご参照頂きたい。

¹ データ提供関係は、利活用ガイドラインでは、水産分野における一般的なデータの提供者と利用者の間でのデータ提供関係について、「第2. 水産分野のデータ提供における基本的事項」に詳述している。

² <https://www.jfa.maff.go.jp/j/saibai/yousyoku/attach/pdf/yuuryou-3.pdf>

本ガイドランスの用語集

用語	意味
データ連携プラットフォーム (PF)	データの提供者と利用者が、データ交換や利活用を行うなどして、データの連携を行うことを目的としたスキーム (基盤)、またはそのサービス。
PF 利用者	データ連携プラットフォームを利用する者
PF 運営者	データ連携プラットフォームの運営を行う者
データ提供者	自らが管理するデータを提供する者
データ利用者	他の者が提供するデータを利用する者
データ提供先	データを提供した際の相手先
データ提供関係	生産者等のデータ提供者が利用者にデータを提供するための関係
関与者	PF を検討する際に登場する PF に関与する者。データの提供者や利用者のほか、再提供による利用者等を含む。
データ連携	データの提供を行い利用することによる関係。データ自体がシステムを通じて参照・処理などの関係に立つ場合に限られない。
ノウハウ	技術競争の有力な手段となり得る情報・経験。 不正競争防止法上の営業秘密等の要件を満たす場合には、法律上の保護を受けることができる。
水産データ	水産分野に関連するデータで、本ガイドラインでは生産者、漁業協同組合、産地市場など生産の段階で生じるデータを言う。
オープンデータ	国、地方公共団体及び事業者が保有する官民データのうち、国民誰もがインターネット等を通じて容易に利用 (加工、編集、再配布等) できるよう、次のいずれの項目にも該当する形で公開されたデータ。 ① 営利目的、非営利目的を問わず二次利用可能なルールが適用されたもの ② 機械判読に適したもの ③ 無償で利用できるもの
シェアードデータ	利用者や利用範囲が限定されるデータ。オープンデータの対概念。
地域型 PF	地域でのデータ利活用を目的としたプラットフォーム。
インセンティブ	動機付けや報酬などを指す。本ガイドランスでは、データ提供者がデータを提供することを促進するための動機や利益などを指す。

用語	意味
データカタログ	単数、または複数の種類のデータについて、その内容（項目等）や管理情報（作成日時、ファイル形式、サイズ等）などの情報を一覧化したもの。データ利用に際して、利用対象となるデータを探すなどの目的で使われる。
データ情報	データの管理や属性に関する情報。メタ情報とも呼ばれる。
海洋環境データ	海洋における海水や気象等の環境に関するデータ。例えば海水の温度や塩分濃度のなどに関するデータのほか、計測地点の情報や海流や気象に関するデータなどが含まれる。
PDCA サイクル	マネジメントの実践のための概念の一つで、Plan（計画）、Do（実行）、Check（測定・評価）、Action（対策・改善）の仮説・検証型プロセスを循環させることにより、適切なマネジメントを行うことを目的とするもの。
ガバナンス	統制などの意味。本ガイダンスでは PF の運営において、適切な統制を行うことを意味する。
コントローラビリティ	本ガイダンスでは、データの収集や利用等に対して、利用の同意等、関与できることを指す。
匿名化	生のデータを特定・識別できないよう加工すること。個人情報であれば、個人情報保護法及び政令等に示される形で加工することを指す。一般的には例えば氏名を記号に置き換えるだけでは足りず、統計的な手法を通じて、データの元となる人や企業が特定も識別もされないように、加工することが求められる。
抽象化	生のデータを一見して元のデータの対象となる人や企業などを特定できないように加工すること。例えば人や企業などを記号に置き換えるなどの加工を行うこと。ただしこの場合でも、例えば住所などや特徴的なデータ（極端に大きい身長や売上）などを残して特定が容易とならないよう、留意する必要がある。

1 水産分野におけるデータ・プラットフォームの意義

1.1 データ・プラットフォーム (PF) とは

PF とは、PF に参加する様々な主体がデータの提供や利用を円滑に行えるスキーム（基盤）を指す。PF により、データの流通が促進されることで、データが持つ価値が高まるほか、新たな価値が創造されることが期待される。

また PF 利用者から見て、

- ・ データを提供するための関係（データ提供関係）について、データ提供者が、利用者と個別に取決めを行わず、参加者に共通するルールを設けてデータの提供や利用を行うことで、取決めを結ぶ手間や提供上のリスクの低減を図ることができる
- ・ データを PF に集積することにより、一元的にデータを収集して活用・連携することができるため、データの収集・利用の負担が減少する

といったメリットが期待できる。

1.2 水産分野において想定される PF と本ガイダンスの位置づけ

水産分野における PF と言っても、様々なものが想定される。例えば、流通支援や高度化などを目的として、生産者から卸売、小売、消費者に至るデータを扱うものや、生産者等が収集した海況データを試験研究機関やシステムベンダ等が活用するものなど、利用者や提供されるデータ、PF の運営主体などにより、幅広いものが考えられる。

一方で、実際の水産分野でのデータ流通は、これまで、必ずしも活発に行われてきたと言えるものではなかった。生産者等で発生したデータは、本来の収集目的（漁業者の記録や産地市場における事務処理などの目的）の中での利用にとどまっていた。また、水産分野でのデータの提供関係は、信頼関係に基づく関係の範囲で実施されてきたことが多く、多様な当事者間でのデータ提供関係が想定されてこなかった。

水産分野でのデータの利活用を促進する観点から見ると、信頼関係に根差したデータの提供関係から、幅広い主体間でのデータ提供関係を実現していくために、PF が果たす役割は大きいと期待され、その構築の促進が求められる。

スマート水産業を推進するにあたって、水産分野のデータを高度に活用とするための流通を促進することが重要な要素であり、このため、制度的な基盤として「利活用ガイドライン」を策定したところである。ただし、「利活用ガイドライン」は、基本的にはデータの個々の提供関係を想定して策定したガイドラインであることから、これを踏まえた形での、PF でも活用できる制度的基盤が必要である。そこで PF を通じた水産分野におけるデータ流通の促進を図るものとして位置付けられるのが、本ガイダンスである。

1.3 PF 構築上の課題

データの提供関係を構築する際に、データ提供者、データ利用者双方にリスクがあることは「利活用ガイドライン」でも示したところであるが、多くの提供者や利用者が関与する PF においては、そのリスクはより顕著なものとなる。

一般的な PF におけるデータ流通においても、表 1-1 にあるような懸念・不安があるとされており、

水産分野においても同様の点が、より顕著な形で該当する。PF 構築においては、これらの懸念・不安を払しょくできるルール作りなどが求められる。

なお、表1-1は、「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイドンス ver1.0」(2022年3月4日、デジタル庁・内閣府知的財産戦略推進事務局)(以下「ルール実装ガイドンス」)において、データ流通のPF関係者において生じる懸念や不安について整理したものである。

表1-1 データ流通のPF関係者における懸念・不安

懸念されるリスク	リスクに対する懸念・不安の内容
1. 提供先での目的外利用(流用)	自身が了承したデータ利用目的以外の目的でデータ提供先にデータが流用されてしまうのではないかと、データ提供者や被観測者が抱く懸念・不安
2. 知見等の競合への横展開	データから獲得可能な知見がデータ提供先を介して競合に横展開されてしまうのではないかと、データ提供者や被観測者が抱く懸念・不安
3. 提供データについての関係者の利害・関心が不明	提供されるデータについて、関係者の権利や利害・関心の処理・対応が適切になされているか、というデータ利用者が抱く懸念・不安
4. 対価還元機会への関与の難しさ	創出されるソリューション(価値)に対するデータの貢献度合いが事後的に判明することが多いため、適正な利益配分を受けることが難しいのではないかと、データ提供者や被観測者が抱く懸念・不安
5. データ提供先のデータ・ガバナンスへの不安	データ提供先における情報セキュリティ対策や他者知財(ノウハウ・著作物等)の尊重が不十分なのではないか、データ提供先においてデータ利用条件が遵守されないのではないかと、データ提供者や被観測者が抱く懸念・不安
6. 公正な取引市場の不足	公正な取引が第三者によって担保される場が不足しており、公正なデータ取引が困難なのではないかと、データ提供者、データ利用者、被観測者が抱く懸念・不安
7. 自身のデータが囲い込まれることによる悪影響	自身を観測対象にしたデータや自身が提供したデータへの自身のアクセスや第三者へのアクセス許諾がデータ提供先によって制限されたり、データ提供先にロックインされたりするのではないかと、被観測者やデータ提供者が抱く懸念・不安
8. プライバシー侵害に対する懸念	自身のパーソナルデータが勝手に収集されて利用されているのではないかと、意図しない目的で利用されるのではないかと、創出されるソリューション(価値)によって不当な差別的取扱いを受けるのではないかと、これらの結果自身のプライバシーが侵害されるのではないかと、本人(被観測者)が抱く懸念・不安

懸念されるリスク	リスクに対する懸念・不安の内容
9. 取引の相手方のプライバシーガバナンスへの不安	<p>データ提供先のプライバシーガバナンスが不十分で、パーソナルデータの第三者提供によって炎上が生じるのではないかと、というデータ提供者が抱く懸念・不安。</p> <p>データ提供元のプライバシーガバナンスが不十分で、提供されるパーソナルデータの生成・収集や提供にプライバシー侵害リスクが潜んでいるのではないかと、というデータ利用者が抱く懸念・不安。</p>

出所：「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」（デジタル庁・内閣府知的財産戦略推進事務局、2022年3月4日）より作成

1.4 本ガイダンスで想定する PF

本ガイダンスでは、水産分野のデータを取扱う PF を想定する。また、PF の参加主体は、生産者等のほか、研究機関、民間事業者等や、行政機関等について想定する。

PF において取り決める内容等については、2.1 に示すように、PF の目的や想定参加者等により、大きく異なる。水産分野での PF に関しては、必ずしも構築や利活用が進んでいないのが現状である。そこで現在、行政が先導的に導入しているケースを一例として示すことで、各地における参考になると考えている。また、生産者等において生じる水産データを含め、さまざまなデータの活用は、地域内での活用をユースケースとすることが、PF 構築の促進という観点から望ましい。これらの理由から以本ガイダンスでは、以下の内容を目的とする PF を想定する。

- ・ 国、地方公共団体等が構築し、水産分野でのデータの連携の促進を図る PF（例：スマートブイネットワーク（コラム 2 参照））
- ・ 地域において水産分野を含むデータ連携を図ることにより、地域における産業振興や住民生活の向上を図る PF（例：コラム 1 参照）

【コラム1】 地域において水産分野のデータ連携を図る PF の例

地域型 PF の例の一つとして、広島県が構築し、サンドボックス事業として実施した「ひろしまサンドボックス」(現在はイノベーション・エコシステム・サイト (<https://innovation-ecosystem.site/>)) が挙げられる。これは広島県内外の企業、大学、自治体等がデータ連携による実証実験を実施されたものであり、各参加者が登録した情報を利活用して、地域産業、観光、住民利便性向上などの目的で活用することを想定している。水産分野のデータについても、利用が図られている。

PF 上のデータはオープンデータとシェアドデータ（データ提供型）がある。

現在のサービスでは、利用者は最初にサイトに利用者登録を行い、そのうえで「プロジェクト」に登録することで利用できる。サイトに登録されているデータは、許可されたルールの範囲内で自由に利用可能であり、起業・創業・ビジネス活性化目的での活用可能である。



プロジェクト名	データの概要	
島しょ部傾斜地農業に向けたAI/IoT実証事業	(農園内の) 気温、湿度、照度、降水量、紫外線、気圧、EC値 等	オープン
官島エリアにおけるストレスフリー観光	官島エリアの道路カメラ情報、ドア開閉情報 等	
つながる中小製造業でスマートものづくり	工場内のパライトのカラー情報 等	シェアード
スマートかき養殖IoTプラットフォーム事業	海洋の水温 (1m, 5m, 10m, 15m)、溶存酸素、クロロフィル、濁度 等	
海の共創基盤へせとうちマリンプロムナード～	区画漁業権、バース・海の駅位置情報 等	シェアード
通信型ITSによる公共交通優先型スマートシティの構築事業	信号情報、電車・バス等の車両状態情報 (車速、前後加速度) 等	

※表内の太字はオープンデータ、その他はデータ提供者が特定の相手とのみデータを共有するシェアードデータとなります。

地域型 PF の例「ひろしまサンドボックス」

2 水産分野における PF のルール構築の進め方

PF のルールを構築する際に必要となるプロセスの考え方を示す。

2.1 PF の設計

(1) 目的

PF のルール等を構築する際に重要なのは、PF をどのような目的で設立し、運用するか、である。これは、PF で提供されるデータの種類や利用者の範囲、利用目的などに応じて、PF で定めるルールの内容が異なるためである。例えばオープンデータのみを扱うのか、非公開情報を取扱うのか、特定の利害関係者のみの利用を想定するのか、利用者の制限は原則として課さないのか、学術研究目的のみなのか、それ以外も含むのか等、の違いに応じて、PF の設計（ルールの内容や技術的な措置など）も異なってくる³。

そこで、PF の構築にあたっては、第一に PF の目的などを整理することが重要である。

例えば、「ルール実装ガイドンス」では、PF における「リスク分析・ポリシー設定」の最初のステップとして、「価値創出プロセスの特定と PF の役割の確認」を挙げている。これは表 2-1 に示すように、PF におけるポリシー策定に際しての最初のステップとして、PF の機能や取り扱うデータ、関与者などを特定したうえで、役割を特定することが必要であることを示している。

表 2-1 価値創出プロセスの特定と PF の役割の確認の手順

- | |
|---|
| <ol style="list-style-type: none">1. 求められている（創出することが期待されている）ソリューション（価値）2. 価値創出に必要なデータ3. 価値創出に貢献する関与者 <p>を特定し、価値創出プロセスと関与者の役割・貢献を把握するとともに、当該価値創出プロセスにおける PF の役割（価値創出プロセスの一端を担う（データサービス PF である）のか、価値創出プロセスを担う者の間で行われるデータ取引を仲介する（データ取引市場である）のかを特定する。</p> |
|---|

出所：「実装ガイドンス」P16

また経済産業省が公表する「データ共用型（プラットフォーム型）契約モデル規約に関する報告書」⁴（以下「モデル規約報告書」）では、データ利用の公開の有無で類型化することの重要性を示しており、これらの違いにより、データの利用者の範囲を決定するポリシーや、そのポリシーの策定に対する参加者のかかわり方などが異なっている。

³ 利活用ガイドラインでは 2 当事者間でのデータ利用関係に関して、提供者と利用者の主体の特徴に応じた提供上のパターンを「表 8 データ提供のパターンにおける概要等」で整理する。

⁴ 2018 年、経済産業省（国立国会図書館インターネット資料収集保存事業）

<https://warp.da.ndl.go.jp/info:ndljp/pid/11489301/www.meti.go.jp/press/2019/03/20200330001/20200330001-1.pdf>

表 2-2 クローズ型及びオープン型プラットフォームの類型の概要

類型	概要
クローズ型 PF	PF の参加の可否を、最終的には、既存の参加者の全て又は一部の者の積極的な承諾に委ねる PF
オープン型 PF	利用規約に定める条件を満たす限り、第三者の参加を広く認めるもの、すなわち、PF 事業者が PF への参加の可否の最終的な判断権を委ねる PF

出所：「データ共用型（プラットフォーム型）契約モデル規約に関する報告書」（平成 30 年、経済産業省）

(2) 参加者、PF で提供するデータ、運営者

PF の設計に際して、その目的と並んで、参加者や提供されるデータ、また PF の運営者などを、どのように想定するかは重要な要素である。

参加者は、データの提供や利用を行う者が中心となるが、それぞれ PF に参加する目的や意向、利害関係などは、PF 自体の設立や運営等の目的に応じて異なる。従って、PF に参加する主体の利害関係と PF の設立や運営等の目的に齟齬がないようにすることが重要である。PF への参加を募る場合の参加者についても、このような観点から想定することが求められる。

同様に、PF で提供されるデータについても PF の設立や運営等の目的と密接な関係を有する。PF の設立や運営等の目的が、個別の取引情報の交換である場合には、提供データも未加工のデータ（生データ）や、特定性があるデータであることが求められる。他方、PF の設立や運営等の目的が、広範囲の利用者を想定するものである場合には、提供者の利害関係などを鑑みて、加工を施したり、データの発生原因となる人や取引などの特定性を排除したものとしたりすることが求められる。

運営者も、PF の設立や運営等の目的が、特定の利害関係者におけるデータ流通を想定する場合には、利害関係者の利害を汲んだ運営が求められる。PF の設立や運営等の目的が公的なデータの活用の場合には、運営者に運営の透明性などが求められることから、運営者自体これに応じたものである必要がある。

(3) インセンティブの設計

PF の構築・参加にあたり、参加者及び運営者における PF に対するインセンティブをどのように設定するかも、持続的な PF の運営のために不可欠な要素である。

モデル規約・契約書では、インセンティブの設計にあたり、参加者と運営者におけるものを整理している。参加者のインセンティブについては、特にデータ提供者におけるインセンティブの重要性をうたっている。データ提供者のインセンティブが十分でないと、PF で流通するデータが限定的なものとなってしまい、参加者から見た PF に対する価値が下がってしまうことになる。一方、PF に対する参加資格を厳格にすると、PF に対する参加者が減少することになり、全体として PF に対する魅力が減少してしまうことも指摘されている⁵。

⁵ 実装ガイダンス P38

一方で、あまりにデータ提供者側を保護し、例えば、免責の範囲を過度に拡大するなどすれば、データに対する信頼性を損ない、利用者の参加意欲を殺ぐことになる可能性がある。従って、この点も含めたバランスの良い規約を作成していくことが必要である。そこで PF の目的や参加者の利害関係などと併せて、バランスのとれたインセンティブの調整を行うことが求められる。

なお、データ提供者に対するインセンティブについては、利益供与という観点と、リスク低減という二つの観点がある。PF においてそれぞれの観点に基づく対応を行うことで、インセンティブによるメリットが、データ提供者が抱くデータ提供に対する懸念や不安を上回り、データの提供が促進されるとされる⁶。

表2-3 データ開示へのインセンティブ

インセンティブの内容	インセンティブ供与のための対応
ベネフィット（利益）の提供	希少性を崩すことによる価値減少に見合うだけの対価を提供する
コスト（リスク）の低減	価値の減少（第三者への無断開示または漏えい）を防ぐための十分なスキームを構築する

出所：「ガイドブック AI・データビジネスの契約実務 第2版」P190（商事法務（齊藤、内田、尾城、松下）より作成

2.2 PF の機能、取り決めるべき契約・規約等

(1) PF の機能

データの流通に係る PF の機能について、大きく二つの類型に分けることができる。一つは、データ提供者とデータ利用者との間のデータ提供関係の構築を含めた機能を PF に集約するモデルであり、もう一つは、データ提供者とデータ利用者との間のデータ提供関係は個々に成立させ、PF はそのための仲介的な機能のみを果たすモデルである。

① データ提供関係の構築を含めた機能を PF に集約するモデル（図2-1）

このモデルは、データ提供・利用と管理に関する契約を、データ提供者-PF 運営者間、及びデータ利用者-PF 運営者間でそれぞれ締結するモデルである。このモデルでは、PF の運営者とデータ提供者、データ利用者との間で個別契約が存在することが想定される。併せて、PF 自体をサービスとして利用するための規約も存在する。システム的には、PF の運営者に一旦データを集約し、これをデータ利用者に配信するような形が採られる。

⁶ 「ガイドブック AI・データビジネスの契約実務 第2版」P190（商事法務（齊藤、内田、尾城、松下）（以下「契約実務ガイドブック」）

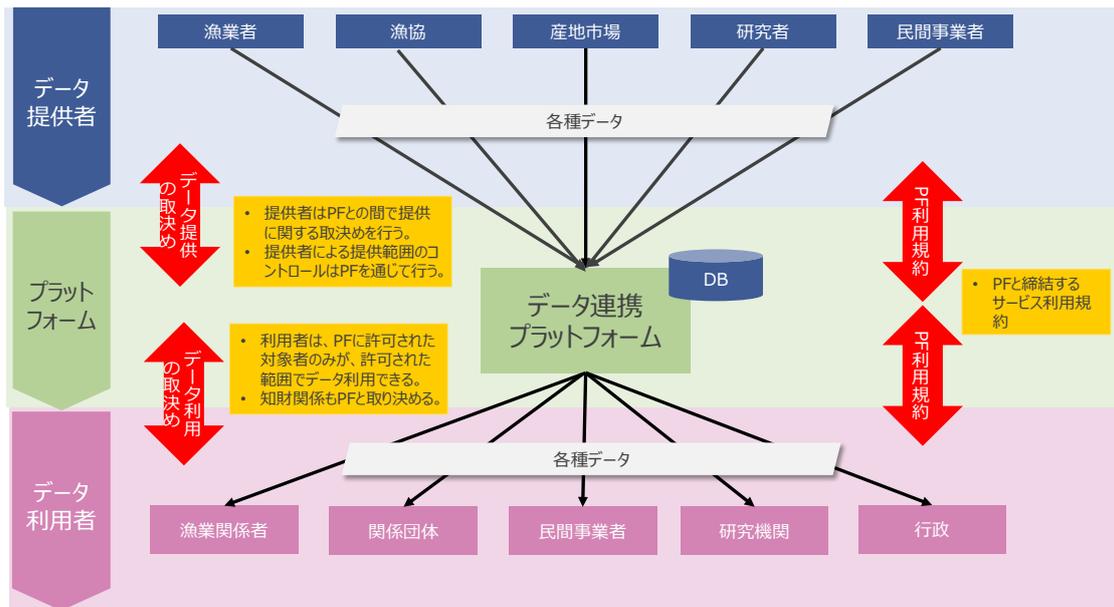


図 2 - 1 データ提供関係の構築を含めた機能を PF に集約するモデルの例

このデータ提供関係の構築を含めた機能を PF に集約するモデルは、「間接契約型」類型と呼ばれることもある。このタイプのメリット、デメリットには、表 2 - 4 のようなものがあるとされている⁷。

このような観点から見ると、本モデルは、守秘性の低いデータを様々な利用者に対して提供する場合の PF になじみやすい類型である。特に公的なデータ流通など、一定の目的を明示した形で構築するケースになじみやすいものである。

表 2 - 4 ①のモデルにおけるメリット・デメリット

	内容
メリット	<ul style="list-style-type: none"> データ利用について統一的な方向性を打ち出すことが期待できる。 PF の提供方法次第では、人的交流の促進が期待できる。 データ利用者毎にデータ提供者側で利用承認をするなどの煩雑な手続きを回避できる。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> データ利用違反に対して、データ提供者は間接的にしかデータ利用者に責任追及ができないことから、守秘性の高いデータ提供のインセンティブがそがれる。 データ提供者から、利用違反に対する責任を PF の運営者が追及される恐れがあり、同事業者へのインセンティブ設計が容易ではない。 データ提供者と利用者の関係が、すべて PF 運営者を解する形となることから、複雑になりやすい。 個人情報の取り扱いにおいて難が生じやすい⁸。

⁷ 契約実務ガイドブック P198

⁸ データの提供者から見て、データの利用者が見えにくいいため、個人情報の提供に関する同意やオプトアウトの設定が複雑になりやすい。

なお本モデルの亜流として、利用規約をデータ提供者、データ利用者、PF 運営者の 3 者を当事者とした類型もある⁹。このモデルでは、データ提供者とデータ利用者、及びデータの管理等を担う PF 運営者は、統一した利用規約で提供関係や PF サービス利用に関する関係を構築できることから、後に PF に参加する者との関係で生じる契約管理コストを抑えるほか、公平な運営ができることが期待される。またデータ提供者は、データ利用者の規約違反に対して、直接的な責任追及を行うことが可能となる。

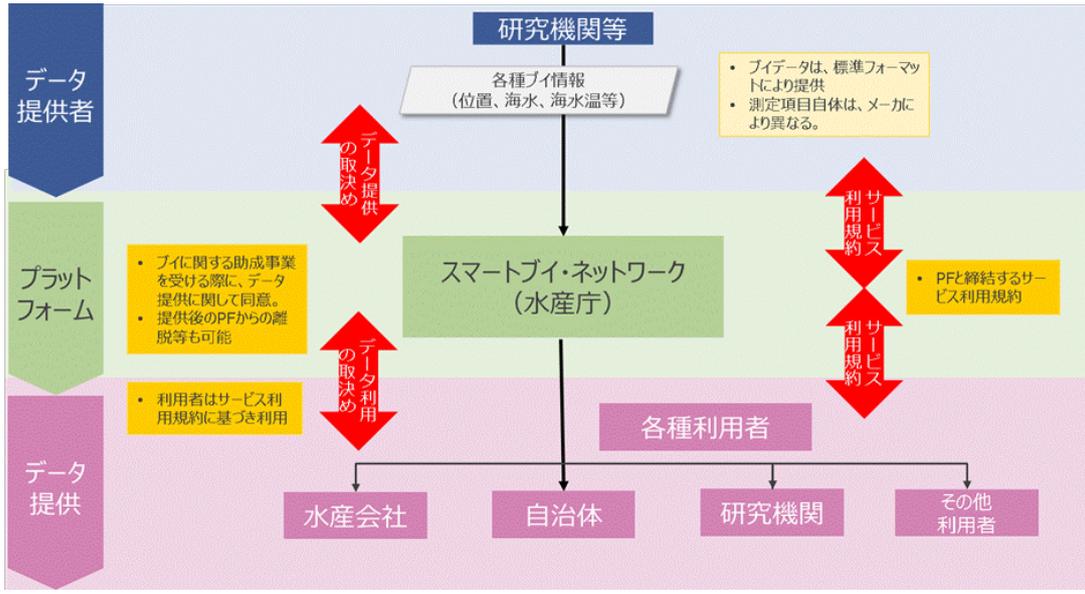
このような観点から見ると、本モデルは、PF 運営者を含めた PF 参加者の利害関係や立場が一致しやすい場合の PF になじみやすい類型であると言える。

【コラム 2】スマートバイネットワーク

本ガイダンスで紹介するデータ提供関係の構築を含めた機能を PF に集約するモデルの一例として、水産庁が構築を進める「スマートバイネットワーク」が挙げられる。

これは民間で導入した ICT ブイや、地方自治体・試験研究機関等が保有する観測ブイ等から得られた海洋環境データを、水産庁に提供してもらい、利用を希望する者に API で提供する仕組み。(試験稼働中)

それぞれの場面で必要となる「取決め」については、策定されている。



⁹ 契約実務ガイドブック P198 このモデルは「直接契約型」と呼ばれる。

② データ提供者とデータ利用者との間のデータ提供関係は個々に成立させ、PF はそのための仲介的な機能のみを果たすモデル（図2-2）

このモデルは、データ提供・利用に関する契約をデータ提供者-データ利用者間で行い、PF 運営者は、データの提供・利用に係るサービス等に関する規約を、データ提供者・データ利用者との間で合意するモデルである。このモデルでは、データ提供者とデータ利用者との間で個別契約が存在することが想定されている。併せて、PF 自体をサービスとして利用するための規約も存在する。

システム的には、PF の運営者に一旦データを集約して管理するケースと、PF 運営者は一切データの提供にはかかわらず、データの提供関係を検討する際の資料（データカタログやデータ情報等）のみを管理し、提供するなどのケースが想定される。

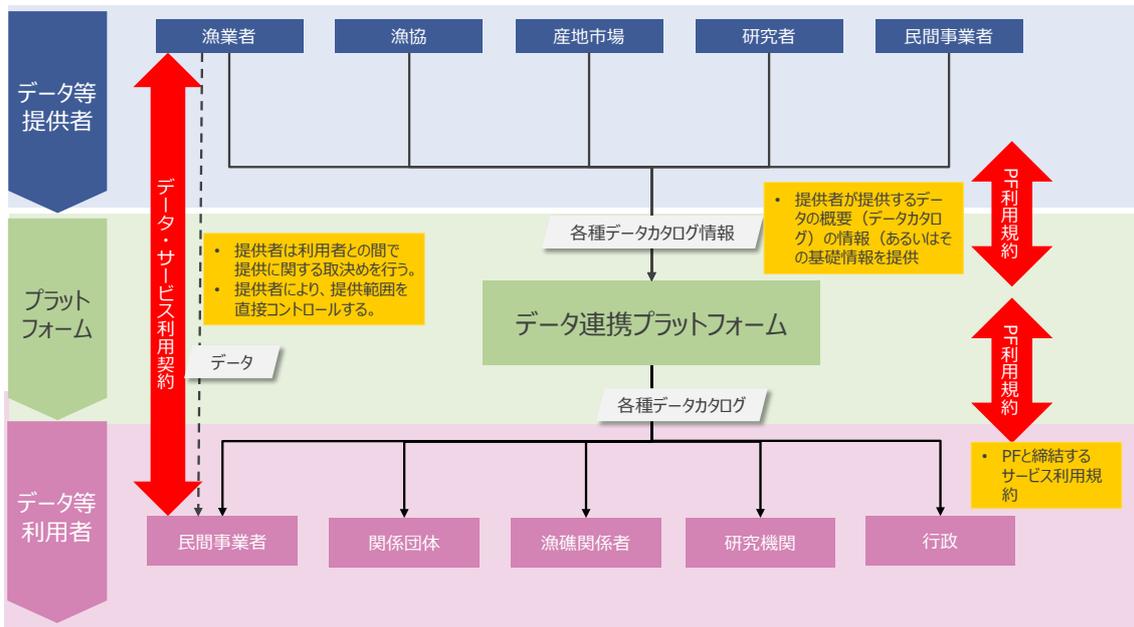


図2-2 データ提供者とデータ利用者が直接、提供関係を構築するモデルの例

データ提供者とデータ利用者が直接、提供関係を構築するモデルについては、「取引市場型」類型と呼ばれることもある。この類型のメリット、デメリットについて、表2-5のようなものがあるとされている¹⁰。

このような観点から見ると、本モデルは、個人情報や機密情報など、提供者がコントロールを強く持つ要請が高いデータを提供する場合のPFになじみやすい類型であると言える。

また、PFはあくまで交換機能など、インフラ的な機能の提供にとどまることを想定したサービスとして行う場合が想定される。

¹⁰ 契約実務ガイドブック P196

表2-5 ②のモデルにおけるメリット・デメリット

	内容
メリット	<ul style="list-style-type: none"> データ提供者が提供条件を自由に設定することができる。またデータ利用者の選定も自由に行える。これにより、PF 運営者は、データの対価等に関する内容に関わりを持たずに済む設計も可能となる。 データの提供者から利用者に対して、違反したデータ利用に対する責任を直接追及することができる。 個人データを含む機密データの取り扱いを行いやすい。
デメリット	<ul style="list-style-type: none"> PF 全体のデータの取扱いは行いにくい。 PF 運営者は、PF 利用に関する対価などを得るだけであるので、ケースによっては、参加のインセンティブが生じにくい。

(2)取り決めるべき契約・規約等

PF の利用において取り決めるべき契約・規約類として大きく二つのものが挙げられる。

- ① データの提供関係を取り決める契約・規約類
- ② PF というサービスを利用するための契約・規約類

① データの提供関係を取り決める契約・規約類

データの提供関係を取り決める契約・規約類は、データ提供者（提供データ、創出型データ¹¹、派生データ¹²含む）が、データ利用者に対して利用を認める際の条件や、利用者側において遵守すべき事項などの内容を含む。

内容の多くは、1対1のデータ提供契約（創出型契約含む）と類似のものになる¹³。

契約形態としては、(1)で前述したように、データ提供者とデータ利用者との間で直接契約等を行うものと、データ提供者とPFの運営者、データ利用者とPFの運営者が契約や利用規約等で合意する、間接型のものがある。

¹¹ 創出型データはデータ創出契約において取り扱われるもので、「複数当事者が関与することにより、従前存在しなかったデータが新たに創出される」データを指す。「利活用ガイドライン」では、「【コラム】「データ提供型契約」と「データ創出型契約」」で解説している。

¹² 派生データは、データ提供関係においては、提供者が提供したデータを基に、新たに生成されたデータを指す。派生データの生成自体は、提供者が加工する場合や、提供を受けた利用者が加工して生成する場合などがある。派生データの利用契約上の取扱いについては、「利活用ガイドライン」の「【コラム】「提供データ」と「派生データ」」参照。

¹³ 「利活用ガイドライン」の「第2. 水産分野のデータ提供における基本的事項 3. 各場面におけるデータ提供関係の特徴と留意点」に、提供者と利用者の間での取決めについて整理している。

② PF というサービスを利用するための契約・規約類

PF というサービスを利用するための契約・規約類は、PF への参加のための条件や、PF を利用するに際しての利用条件、PF 運営者や参加者が遵守すべき内容などが含まれる。例えば、PF の利用する際の料金や、データ提供関係を構築するのに必要な資料類に関する取決め（データカタログ等）、PF における管理に関する責任などが含まれることが想定される。

契約形態は、参加者（データ提供者、データ利用者等）と PF の運営者との間で契約や利用規約などの形で合意を得ることになる。

なお、形態によっては、①、②の内容を一つの利用規約等で取り決めるようなケースも想定される。

2.3 PF の運用

(1) 運営の基本的ルール

2.2 で示したように、PF の利用においては、参加者と PF の運営者との間で、利用に関する取決め（契約、利用規約等）について合意することが求められる。

この PF の利用に関する取決めの内容については、適切なデータ取扱いポリシーなどに基づいたものでない場合には、参加者の利害を損ねることになるほか、持続的な PF の運営の維持が困難になる。

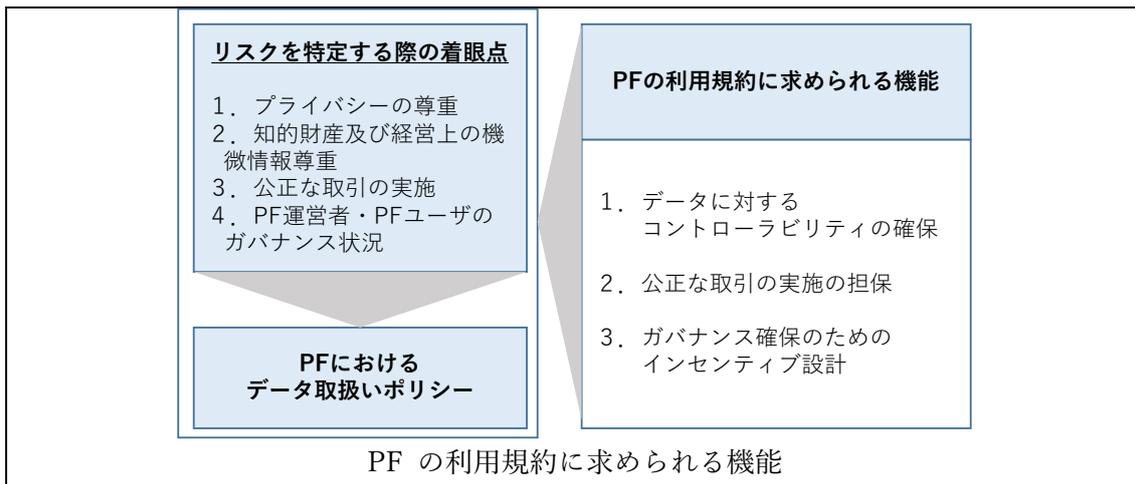
実装ガイダンスでは、このような観点から PF の利用規約に求められる機能について、3つの内容を示している（表2-6）。

表2-6 PF の利用規約に求められる役割・機能

PF におけるデータ取扱いポリシーの実行には、PF 運営者と PF 上でのデータ流通にデータ提供者やデータ利用者の立場で関与する PF 利用者が各々、自身の PF における立場（PF 運営者、データ提供者、データ利用者）に応じたガバナンスを実装する必要がある。このため、PF の利用規約は、PF 運営者及び PF 上でのデータ流通にデータ提供者やデータ利用者の立場で関与する PF ユーザ各々が、PF におけるデータ取扱いポリシーを実行するためのルール設計・運用・評価の PDCA サイクルを回すよう設計する必要がある。

より具体的には、PF の利用規約には、以下の3つの機能が求められる。

1. データに対するコントローラビリティの確保
2. 公正な取引の実施の担保
3. ガバナンス確保のためのインセンティブ設計



出所：実装ガイダンス P22 より作成

(2) PF の目的、参加者等に応じた取扱いルール等の設定

具体的に PF の利用規約で設定されるルールは、PF の目的や参加者等により異なる。

例えば実装ガイダンスでは「データに対するコントローラビリティの確保」、「公正な取引の実施の担保」、「ガバナンス確保のためのインセンティブ設計」のそれぞれ具体的な内容について、PF の目的や取り扱うデータの内容などに応じて、対応すべきリスクや内容などを示している¹⁴。

例えば、PF が個人データを取り扱う場合や、提供者の利害に与える影響が大きいデータを取り扱う場合には、データに対するコントローラビリティは、高い水準のものが求められるが、オープンデータなどの場合には、必ずしも高度なコントローラビリティは要求されない。

また、公正な取引の実施を担保することについても、独占禁止法など法令違反が生じないようにすることはもちろんだが、それ以外に競争阻害が生じないルール設定を行う必要がある。一方で、PF の目的として、政策的な観点（例えば特定の地域等における競争力増強の支援）などがある場合には、参加者を限定するなど、不当な排除とならない範囲での差別化などを講じることも想定される。

またインセンティブについても、参加者に対する審査や、提供されるデータや利用に関して PF に設定したルールが実施されていることが、参加者の懸念の払しょく等につながる一方で、厳格すぎるルールは参加者が集まらないことにもなるため、利用者の範囲や PF の目的・価値に応じて、その内容を調整することが求められる。

¹⁴ 実装ガイダンス P24～P38

3.水産分野における PF において求められる取決め

3.1 本ガイダンスにおける取決めの検討対象となる PF の類型

2.2(1)で示したように、PF の類型により、取決め内容は異なってくる。水産分野では、現時点では 2.2(1)①のタイプの PF によるデータ連携が中心となっている。

また、水産分野の場合には、提供者は生産者等（漁業者、漁業協同組合、産地市場）が想定されるが、2.2(1)②のモデルの場合は、提供の都度、これらの主体が契約等の取決めの対応を図る必要があることから、提供上の負担が大きい。そこで、本ガイダンスでは、利用規約等を検討するモデルとして 2.2(1)①を想定して、検討する。

3.2 PF における取決め設計上の留意点

利用規約の内容は、PF の性格や目的によるが、「AI・データの利用に関する契約ガイドライン 1.1 版」（経済産業省）では、PF 構築において留意すべき点を考慮要素として整理している。これを踏まえて、水産分野でのデータ連携に係る PF で留意すべきものとして整理したものを表 3-1 に示す。

水産分野の PF では、提供するデータの種類の違いにより、提供側のコントロールや提供データの粒度、加工の可否、利用者の利用範囲の制限などが大きく異なる。

操業データについては、「利活用ガイドライン」に示すように、生産者が提供するケースが多いため、生産者の利害関係を踏まえた上で提供が求められる。また、生産者が個人事業主であることも多いことから、提供するデータも必要な加工を施すことが求められる。さらに、利用者に関しても一定の提供先の制限等を行う等の管理が PF 運営者に求められる。

環境データについては、公開されているデータも多く、また操業者に紐づかないデータに関しては、関係者間で利害関係が生じる可能性は低いと考えられる。そのため、PF を通じた連携を行う場合の制限等は、比較的少なくてもよい。PF 運営者の性格等を踏まえ、公開の範囲や利用者の範囲などを検討することになる。

表3-1 データ提供・利用規約の各項目に関する水産分野における留意点

留意項目		水産分野での留意点
データ活用の目的・方法		<ul style="list-style-type: none"> 取扱うデータやPFの機能に応じて定義
データ提供者 の数・参加者 の範囲	データ提供者 の数	<ul style="list-style-type: none"> 操業に関連する提供者としては生産者（漁業者・漁協、産地市場）を想定することが多い。 環境情報については、水産分野以外のデータ提供者も想定される。
	利用者	<ul style="list-style-type: none"> データの活用者は、民間事業者、研究機関、行政機関などの関係者を想定 データの利用目的は、漁業及びこれに関連する業務の支援での活用を想定
	参加者の範囲 (PFをどこまで開放するか)	<ul style="list-style-type: none"> PFの目的や機能に応じて設定されることになる。
データ提供者とデータ利用者間の利害関係の調整		<ul style="list-style-type: none"> データ提供者が生産者の場合には、生産者の利害（操業に関する秘匿したい情報の保護、競争力の維持）の確保が重要。 提供データが環境情報などの場合には、収集者の性格（公益性等）などに依存する。 利用者の利害関係のうち、民間事業者については、データ収集コストに資する利用方法は模索段階のため、対価設定が難しい。 海外利用者には、政策的配慮が必要な場合が生じる。
対象となる提供データの種類および範囲	データの性質	<ul style="list-style-type: none"> 資源管理などの観点から、生産に関連するデータは含まれる。 生産者から提供されるデータは、匿名化や抽象化などの処理が求められるものも含まれる。
	オープン・クローズの視点	<ul style="list-style-type: none"> 漁場情報などは個々の提供者の利害に直結するものがある。 環境情報や資源に関する情報は、関係者全体の利益になるものが含まれる。 環境情報については、既に公開されているものも多く、オープンにすることの課題は相対的に小さい。
データの利用範囲	データ利用者の範囲	<ul style="list-style-type: none"> 基本的にはデータ提供者のデータ利用者を認める。 提供データが操業データか環境データか、により、利用者の範囲等は調整が必要。
	利用データの種類・範囲	<ul style="list-style-type: none"> 操業データについては、生産者の利害関係を損なわないよう加工を要する場合がある（抽象化・匿名化等）。

留意項目		水産分野での留意点
	データの利用 目的・利用方法	<ul style="list-style-type: none"> 環境情報のみを提供する場合には、PF 運営者（官民等）や政策による対応などはあるものの、オープンな利用が中心。 操業データを含む場合には、提供者の利害関係を勘案する仕組みが必要
PF 事業者の選定		<ul style="list-style-type: none"> 現時点では第三者型を想定することが多い。 業界全般での利用など、PF 運営者は中立的な利害関係にあるケースが多い。
利用規約の要否		<ul style="list-style-type: none"> 多数参加型のものでは利用規約によることを想定。特に利用者は小規模利用者が中心となることが想定されることから、手続コストを低くする要請がある。
PF の活用を 促すための仕 組み	データの提供 を促すための 仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 環境情報の提供では、データの地域的カバー範囲やデータの多様性などが価値の創出につながる。 操業データの場合には、提供者の利害関係との調整を踏まえて、多様で継続的なデータを提供することで価値の創出につながる。 セキュリティは、一般的な安全管理措置に求められる内容。
	データの共用・ 活用を促すた めの仕組み	<ul style="list-style-type: none"> 水産業に関連する領域で広く活用することを想定。 PF 運営者の運営目的によるが、提供先の制限は少ない。 利用者の独自利用に対する権限（例えば派生データを用いた開発）などは、各 PF で取り決める必要がある。
PF 間の競争・国際化の視点		<ul style="list-style-type: none"> 環境情報のうち、オープンデータについては、内外の制約は少ないが、内容により政策的配慮を要するものがある。 操業情報の場合には、原則として国内外で異なる制限を設けることを想定。

3.3 PF 利用規約における条項

「モデル規約報告書」では、PF の利用規約に関する条項を整理している。「モデル規約報告書」では、2.2(1)①のうち、「直接契約型」を想定しているが、本ガイダンスではこのうち、データ提供、データ利用の部分を除いたものについて、PF 利用上の利用規約として整理した（表3-2）。

表3-2 PF利用規約における取り決めるべき条項例

章	条項	章	条項
第1章 定義等	第1条 目的	第7章 責任／ 損害賠償の制限 等	第18条 第三者との間の紛争等
	第2条 定義		第19条 損害賠償の制限
第2章 本契約の 締結等	第3条 契約関係		第20条 免責事由
	第4条 利用の申込み、 承諾等		第21条 本規約の変更
	第5条 登録事項の変更		第22条 契約の有効期間
	第6条 本PFの利用許諾		第23条 本契約の終了
	第7条 本PFの利用料		第24条 本契約の解除
	第8条 委託		第25条 PF事業者による解除
第3章 参加者脱 退時等のデータの 取扱い	第9条 参加者脱退時 等のデータの取扱い	第8章 契約の 期間／終了	第26条 各当事者による解除
第4章 PF事業 者の義務	第10条 本PFの管 理・運営	第9章 一般条 項	第27条 反社会的勢力の排除
	第11条 本PFの不具 合等		第28条 期限の利益の喪失
	第12条 本PFの保証		第29条 契約終了の効果
第5章 本参加者 の義務	第13条 本PF利用の ための設備設定・維持		第30条 契約終了後の措置
	第14条 本参加者の遵 守事項		第31条 通知等
	第15条 本アクセス ID等の付与、管理等		第32条 権利義務の移転
	第16条 本PFの利用 に関する知的財産権の取 扱い		第33条 譲渡禁止
第6章 その他当 事者の権利・義 務・責任範囲	第17条 秘密保持義務		第34条 紛争解決
			第35条 準拠法

3.4 データ提供・利用規約

(1) データ提供者と PF 間の取決め項目

「モデル規約報告書」で PF の利用規約に関する条項として整理しているもののうち、本ガイドンスではデータ提供について、データ提供者と PF 運営者との間でのデータ提供に係る条項として整理した（表 3-3）。

表 3-3 データ提供者と PF 間の取決め項目

章	条項
第 1 条	本提供データの提供
第 2 条	本提供データの知的財産権
第 3 条	本提供データの開示条件
第 4 条	本提供データの保証
第 5 条	本提供データの管理
第 6 条	本提供データの削除

(2) データ利用者と PF 間の取決め項目

「モデル規約報告書」で PF の利用規約に関する条項として整理しているもののうち、本ガイドンスではデータ利用について、データ利用者と PF 運営者との間でのデータ利用提供に係る条項として整理した（表 3-4）。

表 3-4 データ利用者と PF 間の取決め項目

章	条項
第 1 条	PF データの提供
第 2 条	PF データの知的財産権
第 3 条	PF データの利用条件
第 4 条	PF データの保証
第 5 条	PF データの管理
第 6 条	PF データの削除
第 7 条	派生データの知的財産権利用条件

参考文献

本ガイダンスで直接参照したもの及び関連する参照文献を以下に示す。

- [「水産分野におけるデータ利活用 ガイドライン」](#)（2022年3月、水産庁）
- [「農業分野における AI・データに関する契約ガイドライン –データ利活用編–」](#)（2020年3月、水産庁）
- [「プラットフォームにおけるデータ取扱いルールの実装ガイダンス ver1.0」](#)（2022年3月4日、デジタル庁・内閣府知的財産戦略推進事務局）
- [「データ共用型（プラットフォーム型）契約モデル規約に関する報告書」](#)（2018年、経済産業省）
- [「ガイドブック AI・データビジネスの契約実務 第2版」](#)（商事法務（齊藤、内田、尾城、松下））
- [「デジタル・プラットフォーム事業者と個人情報等を提供する消費者との取引における優越的地位の濫用に関する独占禁止法上の考え方」](#)（2019年12月17日、公正取引委員会）
- [「特定デジタルプラットフォームの透明性及び公正性の向上に関する法律のポイント」](#)（2022年7月11日、経済産業省）

